

○長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月22日
条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平29条例17・令3条例20・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の左欄に掲げる執行機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も同様とする。

- 2 執行機関は、法別表第1の下欄に掲げる事務又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載又は記録された法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報を、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- 3 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる照会機関(法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が、同表の第3欄に掲げる提供機関(法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(平29条例17・令3条例20・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(平28条例29・令5条例7・一部改正)

執行機関	事務
1 市長	長久手市国民健康保険税条例(昭和40年長久手村条例第10号) による国民健康保険税の減免に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	長久手市子ども医療費支給条例(昭和48年長久手町条例第9号) による子ども医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	長久手市障害者手当支給条例(昭和48年長久手町条例第11号) による障害者手当に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	長久手市障害者医療費支給条例(昭和48年長久手町条例第21号) による障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	長久手市遺児手当支給条例(昭和50年長久手町条例第12号) による遺児手当に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	長久手市私立幼稚園通園助成金条例(昭和51年長久手町条例第1号) による私立幼稚園通園助成金に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	長久手市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年長久手町条例第23号) による母子・父子家庭医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長、教育委員会	長久手市特別支援学校就学奨励金支給条例(昭和55年長久手町条例第14号) による特別支援学校就学奨励金に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	長久手市介護保険条例(平成12年長久手町条例第13号) による介護保険料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	長久手市認可外保育施設通所助成金条例(平成13年長久手町条例第3号) による認可外保育施設通所助成金に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	愛知県在宅重度障害者手当に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの
16 市長	高齢者住宅改修補助金に関する事務であって規則で定めるもの
17 市長	紙おむつ助成金に関する事務であって規則で定

		めるもの
18	市長	高齢者日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
19	市長	生計困難等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
20	市長	私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務であって規則で定めるもの
21	市長	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの
22	市長	後期高齢者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
23	教育委員会	小学校又は中学校に就学する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
24	教育委員会	小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒の就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
25	市長	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
26	市長	児童クラブ活動費の減免に関する事務であって規則で定めるもの
27	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

(平28条例29・令5条例7・一部改正)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	長久手市国民健康保険税条例による国民健康保険税の減免に関する事務であって規則で定めるもの	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の情報(以下「被災者台帳情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	長久手市子ども医療費支給条例による子ども医療費支給事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	長久手市障害者手当支給条例による障害者手当に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	長久手市障害者医療費支給条例による障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	長久手市遺児手当支給条例による遺児手当に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	長久手市私立幼稚園通園助成金条例による私立幼稚園通園助成	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの

	金に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	長久手市母子・父子家庭医療費支給条例 による母子・父子家庭医療対策事業事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	長久手市特別支援学校就学奨励金支給条例 による特別支援学校就学奨励金に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	長久手市介護保険条例 による介護保険料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	被災者台帳情報であって規則で定めるもの
10 市長	長久手市認可外保育施設通所助成金条例 による認可外保育施設通所助成金に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	愛知県在宅重度障害者手当に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	高齢者住宅改修補助金に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険法(平成9年法律第123号) による給付等関係情報(以下「介護保険関係情報」という。)であって規則で定めるもの
17 市長	紙おむつ助成金に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	高齢者日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	生計困難等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

20	市長	私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
21	市長	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
22	市長	後期高齢者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 介護保険関係情報であって規則で定めるもの
23	市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療保険料賦課・徴収事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
24	市長	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
25	市長	児童クラブ活動費の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
26	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	長久手市特別支援学校就学奨励金支給条例による特別支援学校就学奨励金に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	小学校又は中学校に就学する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	小学校又は中学校の特別支援学級に就学する児童又は生徒の就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの